

## 第4章 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる地域包括ケアシステムの構築には、大きな柱として「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの充実」「虐待防止・権利擁護の推進」が重要です。これらを推進・充実していくため会議体による体制づくりや関係機関・民間企業・町内会等との多職種と連携し、事業の施策展開や組織化を行います。

### 1 在宅医療・介護連携の推進

今後、医療・介護ニーズが高い高齢者の増加が見込まれる中、入院による急性期の治療から、リハビリテーションを含めた退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護サービスを提供するためには、地域での医療・介護連携の強化が重要です。

そのため、体制づくりとして、在宅医療・介護に関わる多職種が連携して課題を抽出し解決策を話し合う会議や、相互の職種を理解するための研修会を実施するとともに、医療・介護などの事業所の把握のための資源マップの作成、在宅医療・介護サービスを切れ目なく一体的に提供するための体制の構築、地域住民への普及啓発の取組など、医療と介護の密接な連携による支援体制を構築します。

表 在宅医療・介護連携の推進の主要事業

No.	事業	内容
1	地域の医療・介護サービス資源の把握	○地域の医療・介護サービス機関などの資源把握のため、マップを作成します。 ○医療と介護の連携を円滑に進めるため、有用な項目（在宅医療の取組状況、医師の相談対応の可能な日時など）を関係者間で共有します。
2	在宅医療・介護連携の課題抽出と対応の協議	○地域の医療職やケアマネジャーなどの介護関係者が参画する会議を継続的に開催し、在宅医療・介護連携における課題の解決策などを協議します。

No.	事業	内容
3	在宅医療・介護関係者の研修の実施	○道や室蘭市等と連携して行う研修会のほか、市内の医療・介護関係者がグループワークなどを通して多職種連携について理解を深められるよう研修会を実施します。
4	切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の充実	○室蘭市医師会との連携により24時間365日、緊急の相談に対応できるよう訪問診療に対応する医療機関の増加を図ります。また、主治医が不在の際にも必要な医療を受けられるよう主治医・副主治医制の体制構築や、医療と介護が一体的に提供される体制の構築をめざします。
5	地域住民への普及啓発	○パンフレットの作成・配布や講演会を開催し、在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に利用できるよう理解の促進を図ります。



## 2 認知症施策の推進

高齢化の進展により、ますます増加する認知症高齢者等とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護の関係機関が連携して認知症の初期の段階から対応できる体制を推進します。

また、認知症高齢者等やその家族が安心して気軽に集うことができる場の拡充に努めるとともに、地域全体で認知症を正しく理解できるよう知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図ります。

あわせて、民間事業者や警察などとの連携により、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見・保護に迅速に対応できる体制構築を進めます。

表 認知症施策の推進の主要事業

No.	事業	内容
1	『『認知症』あんしんガイドブック』の普及促進	○認知症の進行状況に合わせ、いつ、どこで、どのような医療や介護のサービスを受けることができるのか、相談機関や治療機関などを紹介する『『認知症』あんしんガイドブック』を市民や関係機関に周知することで、認知症の予防や早期発見・早期支援につなげます。
2	認知症初期集中支援チームによる認知症の人への早期支援	○認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する支援チームが認知症高齢者等やその家族を訪問し、包括的・集中的に関わりをもち、認知症高齢者等の意志が尊重された暮らしが続けられるよう支援します。
3	認知症地域支援推進員の活動促進	○認知症の正しい理解を促進できるよう、市と協力しながら、事業活動を推進します。 ○認知症地域支援推進員の周知に努め、認知症についての相談の窓口として活動します。 ○認知症高齢者等やその家族が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう関係機関への連絡・調整を行い、支援します。 ○認知症高齢者等やその家族、地域住民など誰もが集える認知症カフェ等の周知を図り、その利用者の相談に対応します。 ○認知症初期集中支援チームや認知症疾患医療センター等と連携し、関係機関等とのネットワークの形成に努めます。

No.	事業	内容
4	はいかい高齢者等SOSネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症高齢者等が行方不明になった場合、メール配信により協力者への迅速な情報提供を行い、認知症高齢者等の早期発見・保護に役立てます。</li> <li>○SOSネットワークの仕組みについての点検を行い、必要に応じて改善を行います。</li> <li>○多くの人に、捜索の協力者となってもらえるよう、あらゆる場面でその周知に努めます。</li> </ul>
5	認知症カフェ等の拠点の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症高齢者等やその家族、地域の人等だれもが地域の身近な場所で気軽に参加できる認知症カフェ等の拠点の拡充に努めます。</li> </ul>
6	認知症の理解を深めるための普及啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や小・中学校、職域での認知症サポーター養成講座の開催により、認知症を正しく理解する市民を増やします。</li> <li>○認知症の人への関わり方を具体的に学ぶステップアップ講座を開催するとともに、その受講者が地域でボランティアとして活躍できるよう、育成・支援を行います。</li> <li>○キャラバン・メイトの活動促進や、認知症地域支援推進員との連携を強化するため、連絡会を設置します。</li> </ul>
7	相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年性認知症の人や認知症高齢者の相談に有効的な対応ができるよう、地域包括支援センター・認知症疾患医療センター・認知症初期集中支援チームなどの関係機関との連携体制の充実を図ります。</li> </ul>

### 3 地域ケア会議の推進

地域の高齢者が尊厳を保持して、その人らしい主体的な生活を継続できるよう、高齢者のニーズに応じた多様な社会資源の適切な活用を支援する包括的・継続的ケアマネジメントの実施が期待されています。

このような高齢者に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を検討するため、地域ケア会議を開催します。

地域ケア会議は、地域包括支援センター又は市が主催し、ケアマネジャー、介護事業所、医療機関、民生委員、町内会などの多職種・多機関が連携して、個々の高齢者に対する最適な支援方法やサービスの利用などの検討を行います。

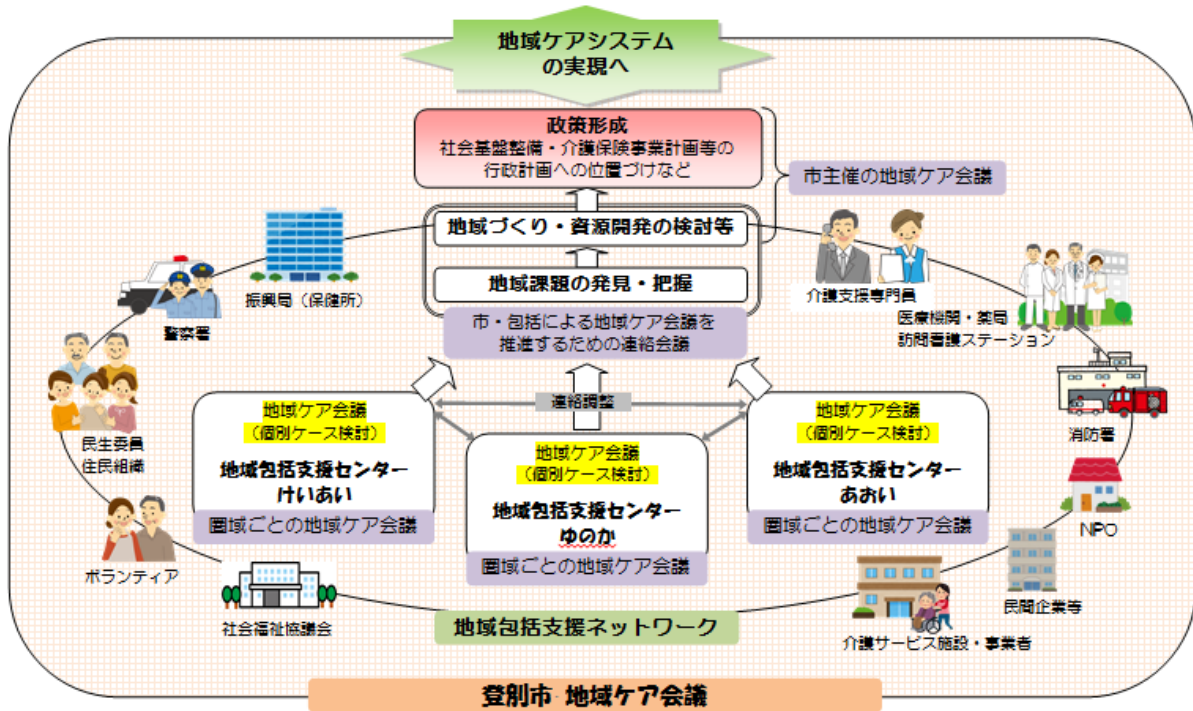
また、個別支援の取組を重ねることにより、地域の実情に応じたネットワークの構築を進めるとともに、地域の課題を把握し、全市的な高齢者施策に反映させ、政策形成につなげます。

表 地域ケア会議の推進の主要事業

No.	事業	内容
1	個別事例による地域ケア会議の充実	○多くの高齢者が地域で安心して暮らせるよう、ケアマネージメントを担うケアマネジャーに、地域ケア会議を利用するよう働きかけ、地域課題の見える化とネットワークの活用につなげます。
2	地域課題の発見・把握、地域づくり・資源開発の検討等のための地域ケア会議の推進	○個別事例による地域ケア会議において把握した地域課題について、年度ごとにテーマを設定し、地域包括支援センターと連携のもと、日常生活圏域ごとに医療機関、介護保険サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員、町内会、NPOなどの関係機関で構成する会議を開催し、インフォーマルサービスや地域見守りネットワークなど地域に必要と考えられる資源を検討します。
3	政策形成検討会議等による地域ケア会議の推進	○日常生活圏域ごとの課題を集約し、医療機関、介護保険サービス事業者、社会福祉協議会、民生委員、町内会、NPOなどの関係機関で構成する全市的な会議を開催し、必要な施策等について検討します。

No.	事業	内容
4	地域包括支援センターの充実	<p>○地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム構築の中核的な役割を担っており、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの推進、地域ケア会議の推進などに密接に関わることから、その機能の強化が求められております。</p> <p>そのため、継続的に安定した運営を推進するために、地域包括支援センター運営協議会と連携し、適切な評価の実施に取り組みます。</p>

登別市「地域ケア会議」を活用した地域包括ケアシステム実現までのイメージ図





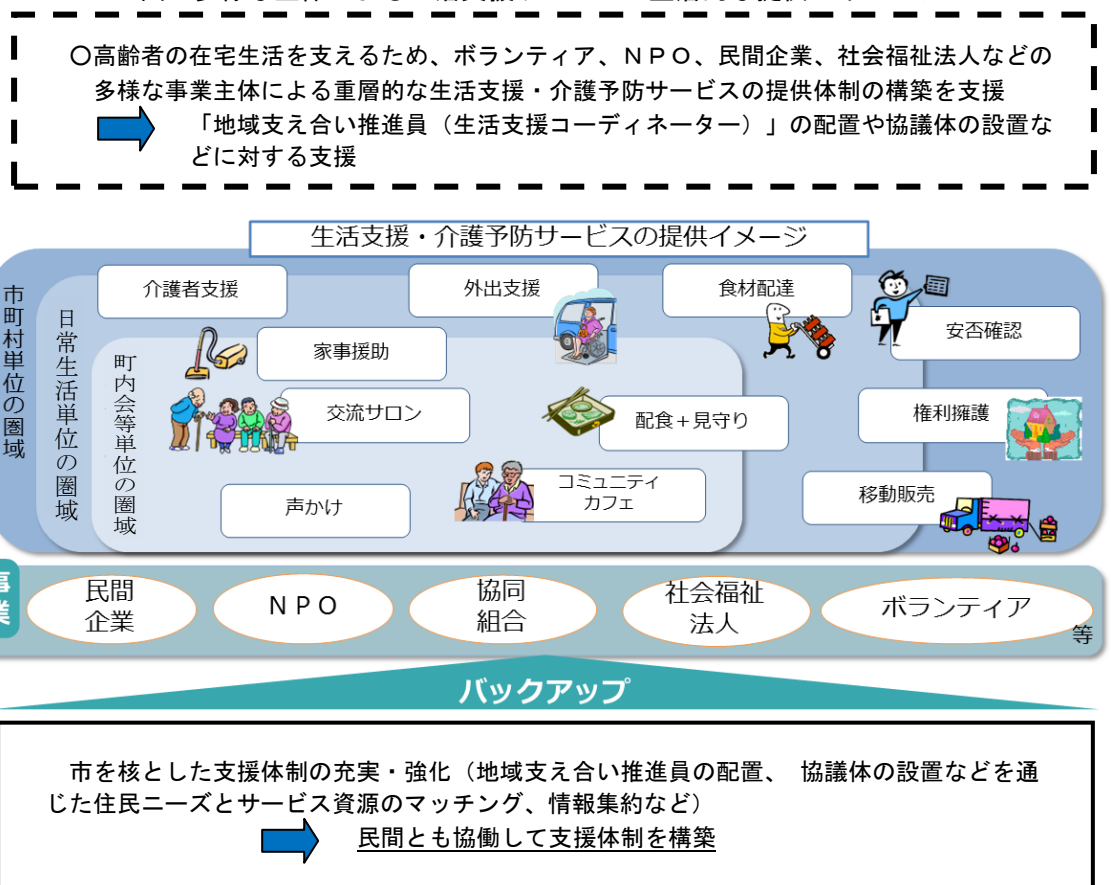
## 4 生活支援サービスの充実

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯など生活支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）の配置や協議体の運営により、地域のニーズに合った多様な生活支援サービスを民間企業やNPO、住民等の参加により提供し、高齢者の継続的な在宅生活を支援することが重要となります。

今後の生活支援は、既に地域内で通常の民間事業者等によって提供されているサービスを購入する方法のほかに、地域の互助によって提供される場合も想定されますが、既存の地域資源だけでは対応できない生活支援ニーズに対しては、新たに支援の仕組みやサービスを生み出す必要がありますので、関係者による継続的な検討により整備を図ります。

また、地域の中で生きがいや社会的な役割を持つことが、介護予防につながるものでありますので、高齢者自身が生活支援の担い手として活動できるよう取組を進めます。

図 多様な主体による生活支援サービスの重層的な提供のイメージ



## 5 虐待防止・権利擁護の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、高齢者が尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターなど関係機関との緊密な連携のもと、虐待を受けた高齢者に対し迅速かつ適切な対応を行います。

また、市民や介護サービス事業者などに対して、高齢者虐待防止に関する啓発や通報窓口の周知を行います。

今後、高齢者の増加とともに介護保険サービスを始めとする各サービスの利用契約、金銭・財産の管理が困難な認知症高齢者の増加が予測されることから、高齢者の判断能力が低下した場合でも安心して生活できるよう権利擁護事業の推進に努めます。

表 虐待防止・権利擁護の推進の主要事業

No.	事業	内容
1	高齢者の虐待防止対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待防止に関する市民周知を図ります。</li> <li>○介護サービス事業者に対して、虐待防止に関する研修会を実施します。</li> <li>○関係機関とのネットワークにより、迅速な対応と適切な支援に努めます。</li> </ul>
2	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見支援センターの出前講座などで成年後見制度の普及に努めます。</li> <li>○広報で相談の機会を周知するとともに、成年後見支援センターの周知活用を図ります。</li> <li>○地域住民の視点で支援を行う「市民後見人」を育成するとともに、市民後見人の活動が安定的に実施することができる体制の整備に努めます。</li> </ul>
3	成年後見制度の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身寄りが無い等の理由で家庭裁判所に法定後見の審判の申立てができない場合や、必要となる費用を負担することが困難な人に対して費用を助成する支援事業の周知に努めます。</li> </ul>
4	高齢者の生活安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消費者被害や詐欺行為等を防止するため、啓発を図るとともに、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>